

令和元年11月14日(木)
第3庁舎ブライトホール

第3回(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会次第

- 1 開 会

- 2 条例制定について
 - (1) 検討体制及び経過について

 - (2) 委員紹介

- 3 議 事
 - (1) (仮称)世田谷区認知症施策推進条例の理念及び基本的な考え方について

 - (2) 条例骨子案の検討について

 - (3) その他
 - ・次回(第4回)の開催日程について
 - 第1候補日:令和元年12月13日(金)
 - 第2候補日:令和元年12月16日(月)

配付資料

- | | | |
|-----|------------------------|-------|
| 資料1 | (仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 | 委嘱状 |
| 資料2 | (仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 | 設置要綱 |
| 資料3 | (仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 | 委員名簿 |
| 資料4 | (仮称)世田谷区認知症施策推進条例について | |
| 資料5 | (仮称)世田谷区認知症施策推進条例 | 骨子案 |
| 資料6 | (仮称)世田谷区認知症施策推進条例 | イメージ図 |

参考資料

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 参考資料1 | 認知症に関するワークショップ実施概要 |
| 参考資料2 | 第2回「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」検討ワークショップ チラシ |
| 参考資料3 | 認知症基本法案 |
| 参考資料4 | 他自治体における認知症条例について |

○ (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会設置要綱

平成31年 3 月29日30世介予第310号

改正

令和元年 5 月17日31世介予第47号

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会を実現することを目的に、(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例(以下「条例」という。)の制定に係る検討を行うため、(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 条例の制定に関すること。
- (2) 区の認知症に係る施策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 認知症専門医その他の医療関係者
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 認知症である者の家族で構成する団体の構成員
- (5) 高齢福祉部長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた者

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ学識経験を有する者である委員1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、これを公開しない。

4 委員会は議事概要を作成し、これを公表する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢福祉部介護予防・地域支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月17日31世介予第47号)

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日31世介予第172号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職(所属)等
学識経験者	※大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院 教授
	村中 峯子	東京医療保健大学大学院看護学研究科非常勤講師
	和気 純子	首都大学東京人文社会学部教授
	田中 富美子	弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター事例検討委員会副委員長
	※永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター研究部 部長
	※西田 淳志	公益財団法人 東京都医学総合研究所 心の健康プロジェクト プロジェクトリーダー
専門医	新里 和弘	都立松沢病院認知症疾患医療センター長
	※長谷川 幹	三軒茶屋内科リハビリテーションクリニック 院長
	※遠矢 純一郎	医療法人社団プラタナス 桜新町アーバンクリニック 院長
地区医師会	太田 雅也	世田谷区医師会副会長
	山口 潔	玉川医師会理事
介護保険事業者	徳永 宣行	世田谷区介護サービスネットワーク代表
家族会	高橋 聰子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表
地域活動団体	※中澤 まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
	金安 博明	世田谷区社会福祉協議会地域社協課長
行政	長岡 光春	世田谷区高齢福祉部長

・ ※印は、令和元年11月以降の新規委員

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例について

1. 主旨

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数は増え続けており、現在、世田谷区では、介護保険認定を受けている方のうち、認知症の症状があり支援が必要な方は約 23,000 人、軽度認知障害 (MCI) の推計人数を含めると 47,000 人を超え、認知症施策は喫緊の課題である。

この間、認知症理解の普及・啓発、認知症初期集中支援チーム事業、家族会及び認知症カフェ支援、事業者への認知症ケア研修など、先駆的な認知症施策を実施してきた。令和 2 年度には、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設し、認知症の在宅支援施策を推進する拠点としていく。

医療技術の進歩が著しい現在でも、認知症に効く予防薬や根本的治療薬はなく、だれもが認知症になる可能性がある。ほんの少し前までは、認知症になると「何もわからなくなる」と誤解されてきたが、認知症になっても、暮らしていくうえですべてを失うわけではなく、本人の意思や感情は十分にあることがわかってきている。直近の記憶はなくても、過去から集積された経験や記憶は残り、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことは可能である。

こうした変遷のなか、認知症への偏見を認知症当事者の周囲の家族や地域からなくし、認知症になっても当事者が尊厳をもって、偏見や差別に脅かされずに自分らしく生きていくことができる環境が必要である。

そのためには、認知症当事者から直接意見を聴き、当事者の視点を区民に分かりやすく伝え、認知症とともに、よりよく生きていくことができる世田谷らしい地域づくりを推進していくことが重要である。

条例を制定する経過のなかで、区が、認知症当事者とその家族を含めた区民・地域団体・関係機関・事業者と基本理念やそれぞれの役割を共有し、これまで先駆的に取り組んできた在宅支援施策を結束しながら、参加と協働によるまちづくりを一層進めることに繋げる。

以上のことから、認知症当事者の希望や権利が守られ、「認知症になっても安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、条例を制定する。

2. 基本的な理念 (案)

- (1) 認知症になっても、自分らしく生きていける希望をもち、意思と権利が守られ、安心して生活を営める地域をつくる。
- (2) 全ての区民が、認知症を我が事と捉え、参加と協働により、認知症とともによりよく生きていくことができる、共生社会の実現を目指す。

3. 条例制定における基本的な考え方

- (1) 条例の検討は、認知症当事者から意見を聴き、尊重する。
- (2) 条例には、以下のことを定める。
 - ・ 基本的理念
 - ・ 区の責務として、施策を総合的かつ計画的に実施し、実施にあたっては、認知症当事者及びその家族の意見を聞き、区民や地域団体、関係機関及び事業者と連携して取り組むこと
 - ・ 区民の役割として、認知症に関する正しい知識及び理解を深め、認知症になってからも自分らしく暮らすことができるための備えに努めること
 - ・ 地域団体・関係機関・事業者の役割及び認知症施策の基本的な事項
- (3) 令和2年4月、世田谷区立保健医療福祉総合プラザに開設する「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を認知症施策推進の拠点とすることを位置づける。

4. 検討体制

庁内の検討のほか、既存の世田谷区認知症施策評価委員会や世田谷区地域包括支援センター運営協議会の委員の中から、認知症専門医、認知症に関する専門的な知識を有するもので構成した（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会に、新たに認知症当事者の意見をより反映させる観点から、認知症当事者及び認知症当事者の意見聴取技術に長けた学識経験者等の委員拡充を図り、検討する。委員名簿は別紙のとおり。

5. 今後のスケジュール（予定）

令和元年11月	第2回（仮称）認知症施策推進条例の制定に向けたワークショップ ※11月30日（土）午後2時～4時 区役所ブライトホール 申込者へご案内ほか、ホームページ等で募集する。
令和2年2月	福祉保健常任委員会報告（骨子案）
3月	条例骨子案のパブリックコメント
4月	認知症在宅生活サポートセンター開設（うめとぴあ） 条例シンポジウム
7月	福祉保健常任委員会報告 （パブリックコメント、シンポジウム結果・条例素案）
9月	福祉保健常任委員会報告（条例案報告） 第3回区議会定例会（条例案提出）
10月	条例施行

○（仮称）世田谷区認知症施策推進条例（骨子案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第15条）

第3章 認知症施策推進に関する体制（第16条―18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

区では、基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症になっても自分らしく暮らせる地域社会を実現するため、認知症施策を総合的に推進しています。

この間、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加を受け、その対策として平成25年度に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定し、令和2年度に認知症の在宅支援施策を推進する拠点となる「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を世田谷区立保健医療福祉総合プラザに開設しました。

今、認知症の価値観が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなる」という考え方が支配的でしたが、決してそうではないことが明らかになってきました。

認知症になっても、暮らしていくうえですべてを失うわけではなく、部分的に記憶障害が起きて「もの忘れ」が目立ち、「時間・場所」が錯綜する見当識障害が生じますが、本人の意思や感情は十分にあることがわかってきています。直近の記憶はなくても、過去から集積された経験や記憶は残り、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことは可能です。

まずは、「認知症になったらすべてを失う」「かつての人格はなくなり別人となる」「子ども同様になる」等の偏見を、認知症当事者の周囲の家族や地域からなくしていくことが必要です。また、認知症になっても当事者が尊厳をもって、偏見や差別に脅かされずに自分らしく生きていくことができる環境が必要です。

そのため、正しい認知症の理解の普及と同時に、たとえ認知症になっても、認知症当事者の希望や権利が守られ、「認知症になっても安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）の推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務及び区民、地域団体、関係機関、事業者の役割を明らかにすることにより、認知症当事者の意思や尊厳が尊重され、認知症になっても安心して自

分らしく暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。
- (3) 地域団体 区民等で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療及び介護その他の福祉サービスを提供する事業所及び施設、研究機関その他の認知症当事者に業務上関係のある機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関を運営する者を含む。）をいう。
- (6) 若年性認知症 65歳未満で発症する認知症のことをいう。
- (7) 軽度認知障害 疾患に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じない程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 認知症になっても、自分らしく生きていける希望をもち、意思と権利が守られ、安心して営める地域をつくる。
- (2) 全ての区民が、認知症を我が事と捉え、参加と協働により、認知症とともによりよく生きていくことができる、共生社会の実現を目指す。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 前項の施策の実施に当たっては、認知症当事者及びその家族の意見を聴かなければならない。また、区民、地域団体、関係機関及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体と連携協力して取り組むものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、認知症に関する正しい知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良い暮らしができるための意思決定の備えをしておくよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、住民相互の支えあいや見守り活動等に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、相互に連携し、認知症当事者に対しその状態に応じた適時かつ適切なサービスが提供されるよう努めるとともに、認知症当事者及びその家族に対し必要な情報が提供されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育その他の措置を講ずるよう努めるとともに、認知症当事者に配慮したサービスを提供するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(区民の理解等)

第9条 区は、区民、地域団体及び事業者が認知症に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、広報活動その他認知症に関する学習機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症の備え等の推進)

第10条 区は、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等、地域の中で健やかに暮らし続けるための認知症への備えの取組みを行う。

(意思決定の支援)

第11条 区は、区民が認知症になってからも自分らしくより良い暮らしができるよう、意思決定の備えの取組み等を積極的に推進するものとする。

(相談体制の整備)

第12条 区は、認知症の人及びその家族等からの各種の相談に適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関等と連携し、必要な相談体制を整備するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第13条 区は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で適時かつ適切な医療及び介護

その他生活支援を受けることができるよう、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 認知症の早期対応及び早期支援の推進
- (2) 若年性認知症及び軽度認知障害への支援
- (3) 認知症の人及びその家族への支援
- (4) 医療及び介護の連携体制の推進
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材の養成及び資質の向上
(地域づくりの推進)

第14条 区は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、見守り支援を行うための体制整備や地域との交流等を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症の人が認知症とともにより良く生きていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、認知症の人及びその家族等が経験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

3 区は、認知症の人及びその家族等の地域への社会参加が促進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、認知症サポーター等の区民ボランティアの人材育成、地域との交流を図るために必要な施策を実施するものとする。
(権利擁護)

第15条 区は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用の促進等その他の必要な施策を実施するものとする。

第3章 認知症施策推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定により作成する計画において、認知症施策の総合的かつ計画的な推進をするために必要な事項及び施策を定めるものとする。

2 区長は、前項に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する世田谷区認知症施策推進委員会の意見を聴かなければならないとともに、認知症当事者及びその家族の意見を聴かなければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 第16条第1項に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例

(平成30年10月1日条例第61号)第1条で設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行う。

(世田谷区認知症施策推進委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年●月●日から施行する。

